

春日部市告示第413号

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第50条
第1項第1号に基づく区域を次のとおり告示する。

令和8年7月16日

春日部市長 岩 谷 一 弘

1 条例第50条第1項第1号に基づく区域の指定

(1) 指定する土地の区域

市 名	大 字 名	指定する土地の面積
春日部市	備後東四丁目 223 番 1、223 番 2、223 番 11、 223 番 12、223 番 13、223 番 19、 223 番 20、224 番 1、224 番 7、 224 番 8	公簿：1, 124.83㎡

(2) 予定建築物の用途

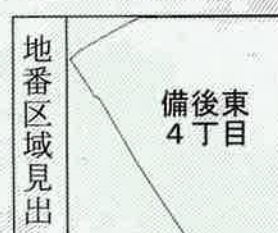
小売業の店舗

(3) 区域の図面

別図のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	春日部市備後東四丁目					地 番	223番1		
出 力 尺 寸	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

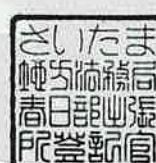
令和8年5月29日

さいたま地方法務局春日部出張所

請求番号：4-1

登記官

伊藤大輔



ヲ 223-20
ヲ 224-6
カ 224-3
ヨ 223-9
タ 247-2
レ 247-1

COPY

COPY

COPY

COPY